

1 意見募集対象

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部改正案

2 資料入手方法

意見公募対象となる改正案概要等については、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 掲載のほか、企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係において閲覧に供します。

3 意見提出方法

意見書欄に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしません。

（1）電子メールを使用する場合

電子メールアドレス：juki@pref.fukuoka.lg.jp

企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係担当あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5メガバイトとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）ファックスを利用する場合

ファックス番号：092-643-3078

企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係担当 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

（3）郵送する場合

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係担当 あて

4 意見書提出期限

令和6年3月18日（月曜日）午後5時（必着）

5 留意事項

（1）提出していただく意見は、日本語に限ります。

（2）意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

- (3) 郵送又はファックスの場合には、別途、意見の内容を保存した光ディスク（CD-R 等）の提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた光ディスク（CD-R 等）については、返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 提出されました意見等は、後日、意見募集の結果を公示する際に、福岡県庁ホームページに掲載するほか、企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課において閲覧等を予定しています。
- (5) 意見を出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）その他の情報は公表する場合があります。公表するにあつて、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- (6) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本素案に対する意見募集に関する業務のみに利用させていただきます。
- (7) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 問合せ先

企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課調整係（092-643-3072）